

「(仮称)千葉市認可外保育施設の無償化対象範囲に関する基準を定める条例(案)」に関するパブリックコメント手続について

千葉市では、「(仮称)千葉市認可外保育施設の無償化対象範囲に関する基準を定める条例(案)」(以下「条例(案)」とします。)を作成し、パブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨、経緯

令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育無償化について、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律施行後5年間は国の定める基準を満たさない認可外保育施設も無償化の対象としていますが、地域の実情により、条例で無償化対象範囲を国の定める基準を満たす施設に限ることが可能とされています。

そこで本市においては、保育の質を確保するため、認可外保育施設の無償化対象範囲を、国の定める基準を満たす施設に限定する「条例(案)」を作成しました。

「条例(案)」では、認可外保育施設の無償化対象範囲を国の定める基準を満たす施設に限っていますが、利用者や事業者の皆様への周知期間等を確保するため、1年間の猶予期間を設定しています。

2 案の公表

(1) 公表期間

令和元年7月20日(土)～8月19日(月)

(2) 公表方法

ア 市ホームページ掲載

【URL】<http://city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧及び配布

幼保運営課(中央コミュニティセンター9階)、市政情報室(中央コミュニティセンター2階)、各区役所地域振興課、市図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和元年7月20日(土)～8月19日(月) ※郵送の場合は当日消印有効

(2) 提出方法

件名、住所、氏名(ふりがな)または団体名・団体の所在地・代表者氏名(ふりがな)、電話番号・電子メール等の連絡先を明記して、次のいずれかにより提出。

ア 郵送

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号

中央コミュニティセンター9階 幼保運営課

イ FAX

043-245-5894

ウ 電子メール

unei-josei@city.chiba.lg.jp

エ 持参

幼保運営課(中央コミュニティセンター9階)、各区役所地域振興課

4 市民等への周知

(1) ちば市政だより8月号掲載

(2) 市ホームページ(令和元年7月20日(土)公表)

【URL】<http://city.chiba.jp/go/pbc>

5 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和元年8月下旬に市ホームページで公表予定です。
なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

6 今後の予定

令和元年8月下旬 意見概要等の公表
9月 令和元年第3回定例会に条例案を提出

7 添付資料

- (1) (仮称) 千葉県認可外保育施設の無償化対象範囲に関する基準を定める条例(案)について
- (2) 【参考資料】 幼児教育・保育無償化の概要について